

# 構造改革特区の取組み について

## 構造改革特区において認められた市町村の提案

名称	内容	提案自治体	実施自治体
→ 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業	高齢者、身体障害者、知的障害者及び障害児に係るデイサービス事業の相互利用の容認。(①指定通所介護事業所の知的障害者を受け入れの容認、②老人等デイサービス事業所の障害児受け入れの容認。)	熊本県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県</li> <li>・熊本県、宇土市、三角町、不知火町、城南町、富合町、松橋町、小川町、豊野町、中央町、砥用町</li> <li>・大桑村</li> <li>・木島平村</li> <li>・菊池市</li> <li>・高浜市</li> <li>・三水村</li> <li>・秩父市</li> <li>・富山県、富山市、滑川市、砺波市、大山町、福野町</li> <li>・長崎県</li> </ul>

障害児施設における調理業務の外部委託事業	<p>障害児の特性に応じた食事の提供が行われるよう、障害児の摂食制限に応じた食材の選定や、食事の加工が必要な児童への対応等、きめ細かな配慮が行われる場合には、障害児施設において、調理業務を外部委託することを可能とする。</p>	熊本県 岡山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜市</li> <li>・足立区</li> <li>・町田市</li> </ul>
人員及び設備基準を緩和した単独型児童短期入所事業	<p>児童短期入所について、施設長、医師、生活支援員、介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。</p>	岐阜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜市</li> </ul>

<p>知的障害者通所更生施設は、知的障害者を利用対象としているが、身体障害者更生施設等から次の全ての事項について支援が受けられる場合には、近隣において身体障害者更生施設を利用する事が困難な身体障害者についても利用対象をすることを可能とする。</p> <p>(1)理学療法・作業療法、生活訓練、職業訓練等身体障害者の更生に必要な治療又は指導を行うこと。</p> <p>(2)治療及び訓練に必要な機械器具等を用いること。</p> <p>(3)その更生に必要な訓練を行うこと。</p>	<p>台東区</p>	<p>平成15年10月1日 以降受付</p>
---	------------	----------------------------

<p>知的障害者及び障害児の短期入所事業実施設の規制緩和</p>	<p>15年度から障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みである支援費制度が施行されることに伴い、事業者が保護者と緊密な連携を取り、知的障害者及び障害児へのきめ細かな配慮が行われる場合には、知的障害者及び障害児が介護保険法による短期入所生活介護事業所を利用した場合においても、支援費を支給可能とするよう、通知を発出する。</p>	<p>高浜市</p>	<p>全国対応</p>
<p>実施体制を整えた身体障害者通所授産施設における身体障害者短期入所事業実施事業</p>	<p>身体障害者短期入所事業について、夜間に当該事業所の実情に応じた適当事業所の従業者を配置し、居室、浴室及び洗濯室を設けることにより、利用者に対する必要な保護を行うことが可能な場合には、身体障害者通所授産施設においても実施を可能とする。</p>	<p>足立区、東京都</p>	<p>平成16年4月1日 以降受付</p>

人員及び設備要件を緩和した単独型知的障害者短期入所事業所設置事業	<p>知的障害者短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。</p>	長野県	平成16年4月1日以降受付
日額単位を適用した施設訓練等支援実施事業	<p>施設訓練等支援費について、構造改革特別区域法第4条第3項に基づき、関係市町村及び特区内の施設との必要な調整を行った上で、次の条件等が整う場合には、日額単位で算定することを可能とする。</p> <p>(1)利用者の意向を踏まえ、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整を行うとともに、在宅生活を含む施設支援計画(個別支援計画)を作成すること            (2)本特例措置が実施されている市町村の更生援護の対象となる利用者及び特区内の施設についてのみ実施すること</p>	滋賀県	平成16年4月1日以降受付

	<p>知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費について、構造改革特別区域法第4条第3項に基づき、関係市町村及び特区内の事業者との必要な調整を行った上で、次の条件等が整う場合には、日額単位で算定することを可能とする。(1)利用者の意向を踏まえ、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整を行うこと(2)月額単位で利用する利用者と日額単位で利用する利用者については、あらかじめ居室を別にすること(3)本特例措置が実施されている市町村の更生援護の対象となる利用者及び特区内の事業者についてのみ実施すること</p>	<p>滋賀県</p>	<p>平成16年4月1日以降受付</p>